

大東市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年3月10日

大東市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法の一部改正（令和5年4月1日施行）により農地利用最適化推進指針について定めることが義務化された。

農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられたことにより、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

大東市においては、平地と中山間地域からなり、それぞれの地域によって農地の利用状況や立地条件が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえたうえで、地域の実態に応じた取り組みを推進し、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が農地等の利用の最適化を進めることができるよう、大東市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する大阪府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大東市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)※2020 センサス	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	60ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和8年3月)	55.8ha	0ha	0%
目 標 (令和11年3月)	51.6ha	0ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け等の手続きを行う。

③荒廃した農地について

利用状況調査によって、荒廃農地とされたところについては、農業委員が指導を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 25%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市や農地中間管理機構、農協等と連携し、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年3月)	0人 (ha)	0法人 (ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	1人 (0.1 ha)	1法人 (0.1 ha)
目 標 (令和11年3月)	2人 (0.2 ha)	2法人 (0.2 ha)

（２）新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

大阪府や農業会議などの農業関係団体と連携し、就農希望者への情報提供、意向調査、補助制度の紹介等、サポート体制を整える。

②企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

大東市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大東市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力